

大分県報

令和三年
第一七二号
一月十二日

（火曜日）

目次

告示

- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一
土地改良区の解散……………二
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………二
指定漁船調書の縦覧（十三件）……………二
建築基準法による道路位置の指定……………八

告示

大分県告示第十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ日田店
日田市大字三和六百七十六 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社九州ケーズデンキ
代表取締役 坂 下 陽 一
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
- 変更しようとする事項

（一）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数	
変更前 第一駐車場 屋外平面駐車場（自走式）	百二十五台
第二駐車場 屋外平面駐車場（自走式）	三十一台
合計	百五十六台
変更後 第一駐車場 屋外平面駐車場（自走式）	七十八台
第二駐車場 屋外平面駐車場（自走式）	三十一台
合計	百九台

（二）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
変更後 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで
変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年八月十二日

二 届出年月日

令和二年十二月十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同年五月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年五月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第二号の規定により、飛田川土地改良区(竹田市)は、令和二年十二月十六日解散した。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
-----	------	------

小富士地区三工区	令三・一・一二から 令三・二・一まで	竹田市役所 豊後大野市役所
----------	-----------------------	------------------

大分県告示第十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

東国東郡姫島村四千九百二十九の一

中堀 洋一

東国東郡姫島村三千六百五十一の一

大海 英勝

東国東郡姫島村千六百九十四の一

鹿野 春彦

2 加入区

姫島加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 東国東郡姫島村字南千八百二十七番地の十

大分県漁業協同組合姫島支店事務所

大分県告示第十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市国見町大熊毛百八十六番地四

小谷 廣美

国東市国見町竹田津三千八百三十五番地

江本 英樹

国東市国見町伊美九百五十三番地一

磯崎 信一

2 加入区

国見町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市国見町伊美千九百九十五番地

大分県漁業協同組合国見支店事務所

大分県告示第十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市国東町治郎丸九百四十四の五

一丸 栄

国東市国東町鶴川九百七十五

原田 孝士

国東市国東町田深千二百三十九の一

栗林 公一

2 加入区

国東町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市国東町富来浦二千七百四十四番地の二百三十九

大分県漁業協同組合くにさき支店事務所

大分県告示第二十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市武蔵町古市三百七十四番地一

川島 富男

国東市武蔵町糸原三千六百三十三番地

難波 幸治

国東市武蔵町手野二百八十五番地

藤嶋 雄二

2 加入区

武蔵町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

令和三年一月十二日

大分県報（告示）

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市武蔵町古市四百番地の三十五

大分県漁業協同組合武蔵支店事務所

大分県告示第二十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

杵築市大字狩宿千八百八番地二

中根 隆文

杵築市大字狩宿二千十番地一

宇都宮 信孝

杵築市大字狩宿千六百五十六番地六

大川 義信

2 加入区

奈狩江加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 杵築市大字守江四千七百七十七番地の五

大分県漁業協同組合杵築支店事務所

大分県告示第二十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

津久見市大字保戸島三十四番地の二

大河 浅利

津久見市大字保戸島二十一番地の五

岡田 輝弘

津久見市大字保戸島八百六十六番地の二

高司 一徳

2 加入区

保戸島加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 津久見市大字保戸島千五百二十番地の二

大分県漁業協同組合保戸島支店事務所

大分県告示第二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市上浦大字浅海井浦三千六百十番地一

菅 澄輝

佐伯市上浦大字最勝海浦千六百十二番地二十四

神野 仲光

佐伯市上浦大字最勝海浦四千九百八十番地十六

山道 義則

2 加入区

上浦町加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市上浦大字津井浦千四百番地の七

大分県漁業協同組合上浦支店事務所

大分県告示第二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市護江八百九十五

石田 清

佐伯市護江二百三十四

田村 栄二

佐伯市狩生三千五百四十一

武森 明

2 加入区

西上浦加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市葛港十七番一号

大分県漁業協同組合佐伯支店事務所

大分県告示第二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字有明浦千三百八十四番地

疋田 一則

佐伯市鶴見大字地松浦九百二十一番地一

上野 大樹

佐伯市鶴見大字沖松浦千二百四十六番地七

阿部 和博

2 加入区

鶴見加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地の十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第二十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧

に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字羽出浦七百九十七番地

西谷 祐太郎

佐伯市鶴見大字中越浦六百三十六番地五

山崎 隆之

佐伯市鶴見大字羽出浦二百十九番地二

安部 政四郎

2 加入区

中浦加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地の十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第二十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字大島無番地大島団地二百二号

神崎 隆実

佐伯市鶴見大字大島無番地大島団地二百四号

神崎 真一

佐伯市鶴見大字大島三百十一番地一

軸丸 幸芳

2 加入区

大島加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地の十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字西野浦千九百八十八番地

山本 勇

佐伯市蒲江大字竹野浦河内二千三百二十番地十一

水本 博昭

佐伯市蒲江大字西野浦千九百三十七番地

日高 啓一

2 加入区

下入津加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字西野浦千六百三十七番地の二

大分県漁業協同組合下入津支店事務所

大分県告示第二十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字蒲江浦二千六百二十一番地の八

森崎 真吾

佐伯市蒲江大字蒲江浦二千三百三十五番地

大石 又行

佐伯市蒲江大字蒲江浦四千五百六十二番地の四

茅野 真二

2 加入区

蒲江町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年一月十二日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字蒲江浦五千四百番地の八

大分県漁業協同組合蒲江支店事務所

大分県告示第三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和三年一月十二日

大分県知事 広瀬 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第二十二号	速見郡日出町大字藤原字鱒沢 二〇九三番一四	令二・一二・七	メートル 六・〇〇 五・〇〇	メートル 九三・三〇
白第二十四号	臼杵市大字野田字氏田九一〇 番一	令二・一二・一一	五・〇〇	二三・一三